

富士見町こども計画

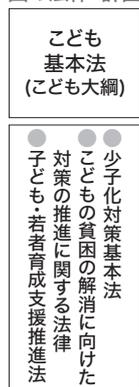
(令和7年度～令和11年度)



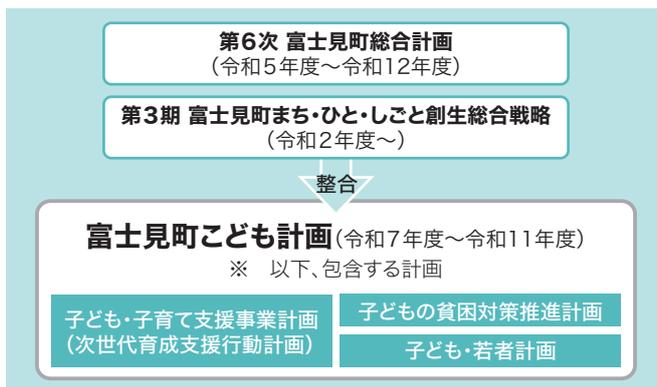
1. 富士見町こども計画の概要

- 従来より策定してきた「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、あらたに「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」を含め、こども支援に関する計画を一体として策定します。
- 本計画は、各種法令や、長野県の関連計画、本町の総合計画及び関連計画との整合性を図ります。
- 計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

国の法律・計画



勘案



勘案

県の計画



令和5(2023)年に「子ども基本法」が施行され、同年に「こども大綱」が策定されました。

その中で提唱された「こどもまんなか社会」(全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会)の実現に向け、本町としてこども施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「富士見町こども計画」を策定しました。

計画の対象

0歳から概ね39歳までの心と身体が発達過程である子ども・若者

2. 基本理念と施策体系



基本理念

子ども・若者が希望をもって暮らせるまち

本計画では、子ども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利が守られ、困難を抱えても希望をもって暮らせるまちを目指します。

そして、富士見町の豊かな自然、地域資源、多様な人たちの中で、すべての子ども・子育て家庭・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくれるよう、取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、子ども・子育て家庭、若者の視点に立って意見を聞き、子どもや若者にとって最善の利益を考えていきます。

基本目標	施策	基本施策
I 地域全体で見守り 支えることで、 子ども・若者が 健やかに成長し自立 できるまち	ライフステージごとの施策	1 誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 2 子どもと親への健康支援 3 家庭教育、育児不安の軽減に向けた支援の充実 4 地域と子育て家庭とのつながりの強化 5 妊娠期から乳幼児期の相談支援の充実・情報発信
		2 質の高い教育・保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> 1 教育・保育サービスの充実 2 不定期の預かりサービスの充実
		3 学童期・思春期の継続した育ちの支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域に根ざし、地域とともにつくる教育の推進 2 確かな学力を育む教育の推進 3 自己肯定感を高め、豊かな心を育む教育の推進 4 安心して過ごせる居場所の充実
		4 青年期以降の自立と自己実現の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 就労支援 2 仕事と生活の調和の推進 3 希望者への結婚支援
II 子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち	ライフステージを通じた重要施策	1 子どもの権利の地域全体での共有 <ul style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者の権利に関する普及啓発 2 子ども・若者の意見表明や社会参画の促進
		2 子ども・若者が安心していきいきと暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 1 遊びや体験活動の推進 2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 3 地域の子育てネットワークの強化
III 様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち	ライフステージを通じた重要施策	1 経済的負担の軽減・貧困対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭、生活困窮家庭へ経済的負担の軽減 2 ひとり親家庭への支援
		2 障がいや発達特性のある子ども・家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実 2 障がい等のある子どもへの経済的支援 3 障がい等のある子ども・若者の就労・社会参画の支援
		3 あらゆる困難を抱える子ども・若者の支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の充実・関係機関と連携した支援 2 養育等に不安がある家庭への訪問による援助 3 ひきこもりの予防と自立支援 4 子ども・若者の相談支援、相談窓口の周知や啓発活動の充実
		4 子ども・若者の自殺対策、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組 <ul style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者の自殺予防対策 2 事故や災害、犯罪から子どもを守る環境づくり
子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		

3. 富士見町のライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠期・出産期

- 不妊治療及び不育症の治療費の一部助成
 - 母子健康手帳交付時等の妊婦への保健指導、相談支援プランの作成
 - 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援
 - 妊婦・産婦一般健康診査の検診費用の負担
 - 産後ケアの実施
- など



乳幼児期

- 「子育て応援 BOOK」の発行
 - 訪問指導・育児相談
 - ファーストブック（読み聞かせ絵本）の配布
 - 一人ひとりの個性に合わせた「のびのびひろば」の実施
 - 基本的な生活習慣などを身に付ける「すくすく広場」の実施
 - 「ことばの教室」の実施
 - 「親支援講座（ペアレントトレーニング）」の実施
 - こども誰でも通園制度の実施
- 3歳未満児の保育ニーズ拡大に対応した受け入れ体制の構築
 - 長時間保育・土曜保育事業の実施
 - ショートステイ及びレスパイト事業の実施
 - ファミリー・サポート・センター事業の実施
 - ふじみ5歳児・6歳児すこやか相談の実施
 - 就学後に必要・有用な情報をまとめた冊子の配布（就学前児童に配布）
- など



学童期・思春期

- 信州型コミュニティスクールの充実
 - ICT教育の充実（1人1台のタブレット端末を活用）
 - 不登校や学校に行きづらい児童生徒への支援
 - インクルーシブ教育の推進（支援）
 - 包括的性教育の推進
- 放課後児童クラブの充実
 - 放課後子ども教室の実施
 - 放課後の居場所づくり
- など



青年期

- 町内企業の就職セミナーの開催支援
 - 女性向けの在宅ワークスキル習得講座（リスキリング）の実施
 - 希望者に対する結婚相談支援
 - 婚活イベントの実施
- など



こども家庭センター

妊産婦さん・お子さん・子育て家庭の相談をお受けします。
ライフステージのいずれの時期のご相談もお気軽にお寄せください。

子ども・若者の声を取り組みに活かしていきます ～今年度、ワークショップや Web での意見募集を実施! 今後も開催予定です～



子ども・若者が住みやすいまちの実現に向けて必要な取組を把握するために、令和6(2024)年11月に「まちトーク!ワークショップ」を実施しました。小中学生と高校生の皆さんを対象に行い、参加者からは「思っていることが言えた」「富士見町がもっと良くなるといいな」等の感想がありました。

また、子ども・若者の皆さんの声を広く集めるため、富士見町ホームページ上に Web フォームを開設し、意見を募集したところ 68 名と多くの方からご意見が寄せられました。

ワークショップの開催や Web での意見募集を今後も実施し、子ども・若者の声を政策に活かします。

困り事など、こども家庭センターにご相談ください ～妊産婦さん・お子さん・子育て家庭の相談をお受けしています～

富士見町では、令和6(2024)年度、役場内にこども家庭センターを設置しました。子ども課と保健センター、関係機関とも連携しながら、お子さんやご家庭に応じた支援を切れ目なく包括的に行っています。

子育てやご家庭のことなど、お気軽にご相談ください。

例えば…

お子さんの発育や発達、就学への心配、不登校やいじめ、学校での人間関係の悩み、子どもへの対応の仕方、家庭内の悩み、虐待や DV に関して など

- ◎直接会ってお話する他、電話や手紙、メールでも相談できます。
- ◎秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談受付時間 …… 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

電話 …… 0266-62-9233 (直通)

E-mail …… kodomosoudan@town.fujimi.lg.jp



「ふじみ町 子育て応援サイト」をご活用ください 相談窓口や支援制度、イベント情報などを掲載しています。 ぜひご活用ください。

*以下の URL または二次元コードから、子育て応援サイトの閲覧ができます

<https://www.town.fujimi.lg.jp/site/kodomo-kosodate/>



発行：令和7年3月
富士見町役場 子ども課
〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地
Tel:0266-62-2250(代表)
Fax:0266-62-4481

*以下の URL または二次元コードから計画書の閲覧ができます

<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/kodomo-keikaku.html>

